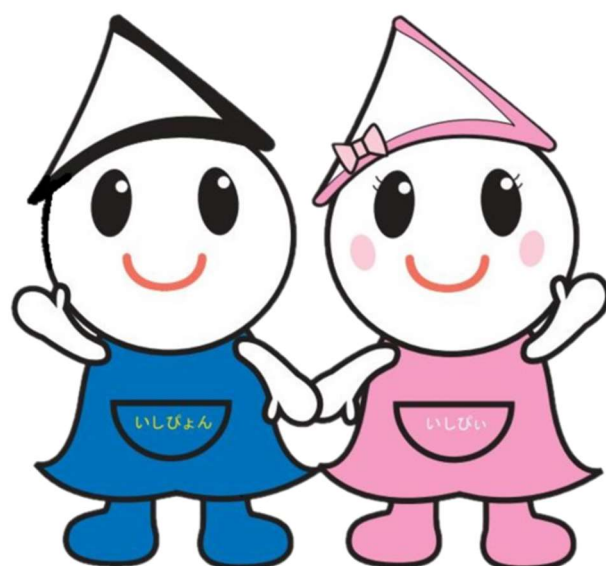


# 民生委員協力員制度の手引き



令和6年4月  
石巻市

# 目次

1	民生委員協力員とは	・・・ 1
2	民生委員協力員の活動内容	・・・ 2
3	主な制度活用事例	・・・ 4
4	個人情報の保護について	・・・ 6
5	民生委員協力員配置までの流れ	・・・ 7
6	その他 （活動費の支給、ボランティア活動保険）	・・・ 8
7	資料編	・・・ 9～23

# 1 民生委員協力員とは

民生委員・児童委員(以下「民生委員」という)は、地域の見守りや住民の困り事への相談援助等、地域住民の身近な相談役として様々な活動を行っています。

そうした中で、年々増加する1人暮らし高齢者世帯の増加や、住民の直面する課題の複雑化・多様化に伴い、民生委員にかかる負担の増加や、なり手不足といった課題が生じています。

そこで、民生委員の負担軽減やなり手不足の解消を図るため、委員活動の補佐・協力を行う「民生委員協力員」制度を導入します。

## (1) 制度の概要

- 民生委員1人につき、必要に応じて民生委員協力員(以下「協力員」という)1人を配置することができます。※主任児童委員は協力員の配置ができません。
- 民生委員の指示・指導のもと、地域見守り活動等の補佐を行います。
- 原則として補佐する民生委員の活動範囲内に居住していることとします。
- 配置を希望する民生委員が、地区民児協会長へ協力員配置の要請を行い、地区民児協会長が協力員の適格性を判断し、市へ推薦書等を提出、市長が委嘱します。
- 民生委員と同様に守秘義務があります。

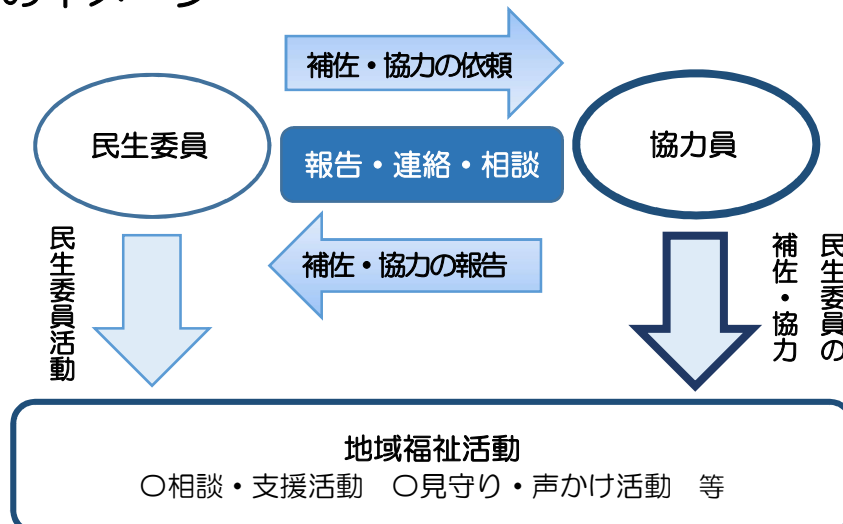
## (2) 基本的な考え方

活動の核となるのは民生委員であり、協力員は、民生委員の担当地区内の「見守り等の活動」について、補佐・協力を行います。

協力員が民生委員を円滑に補佐するには、相互の協力が重要になります。

民生委員と協力員は、活動上のパートナーとして連携を図ってください。

## (3) 制度のイメージ



## 2 民生委員協力員の活動内容

### (1) 協力員が補佐・協力できること

#### 地域の見守り活動

高齢者や子ども、障害のある人への声かけや、安否確認等を兼ねた訪問

#### 民生委員と同行訪問

訪問する対象者が初対面の場合や異性の単身者宅等、民生委員 1 人では訪問しづらい場合の同行訪問

#### 地域への情報提供

地域の福祉イベントや詐欺の注意喚起等のチラシを対象者宅へ配布

#### 地域福祉活動への協力

サロン活動（子育て、高齢者等）への参加・協力

### (2) 民生委員が行うこと（協力員はできないこと）

#### 関係機関との具体的な連絡調整

地域住民から生活費に関する相談や介護サービスの利用等、具体的な困り事の相談を受けた場合に、適切な相談窓口や関係機関へのつなぎを行う

#### 金銭を扱う業務

敬老祝い金の配布

#### 民生委員固有の事務

- 調査事務（住民から依頼される各種証明事務等）
- 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付について、申請に係る対象者の状況把握等を行う

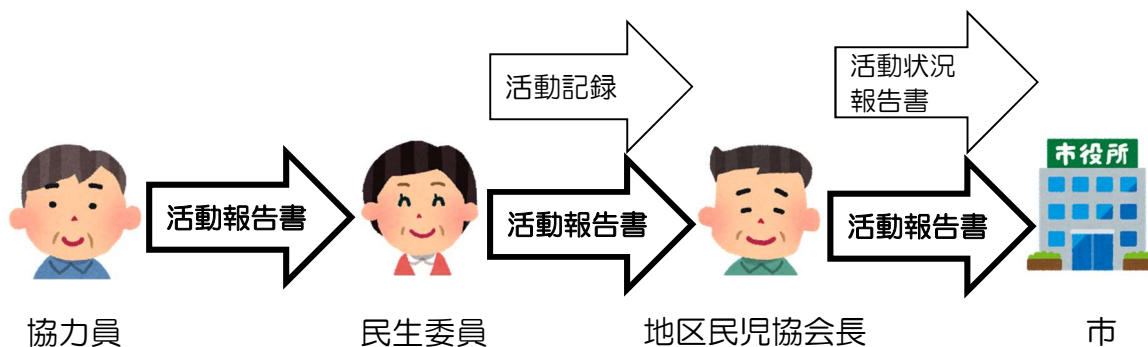
#### 会議への出席

- 毎月行われる地区民児協定例会等の民生委員が対象となる会議への出席
- 民生委員が構成員となっている会議への出席

### (3)活動報告について

- ①協力員は、毎月の活動状況を「石巻市民生委員協力員活動報告書」に記入し、翌月の定例会前日までに、民生委員に提出します。
- ②民生委員は、協力員から提出された「活動報告書」の写しを保管するとともに、原本は自らの活動記録と併せて地区民児協会長に提出します。
- ③地区民児協会長は、協力員の「活動報告書」及び地区分をまとめた民生委員の活動状況報告書を市へ提出します。

#### 《活動報告書提出のイメージ》



### 3 主な制度活用事例

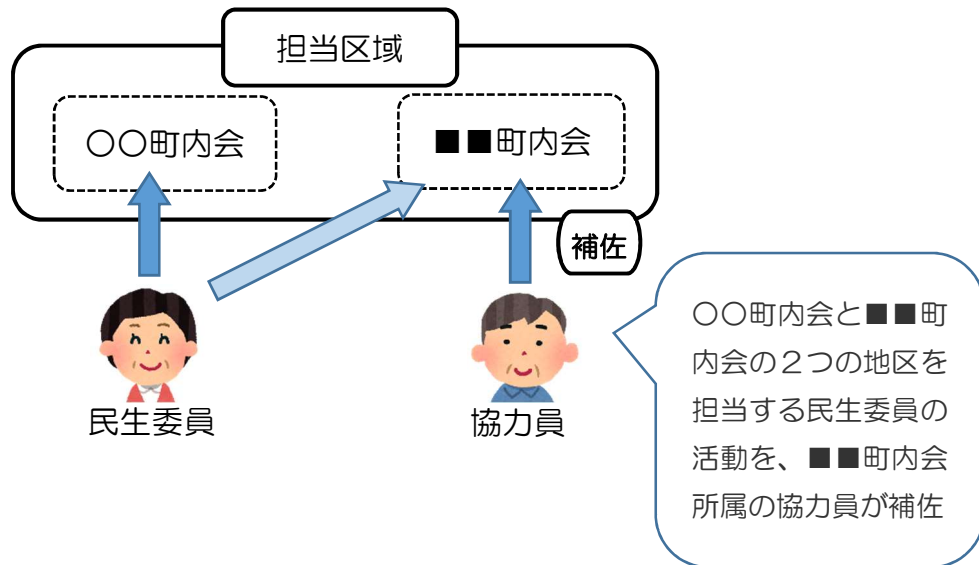
制度利用にあたって、いくつかの事例を紹介します。

なお、以下の事例以外にも、地域の実情に応じて様々な活動が考えられます。また、配置の考え方（P10）も参考にしてください。

#### (1) 複数の町内会（行政区）を活動エリアとしている場合

民生委員が属していない町内会（行政区）に属する協力員が、活動を補佐する。

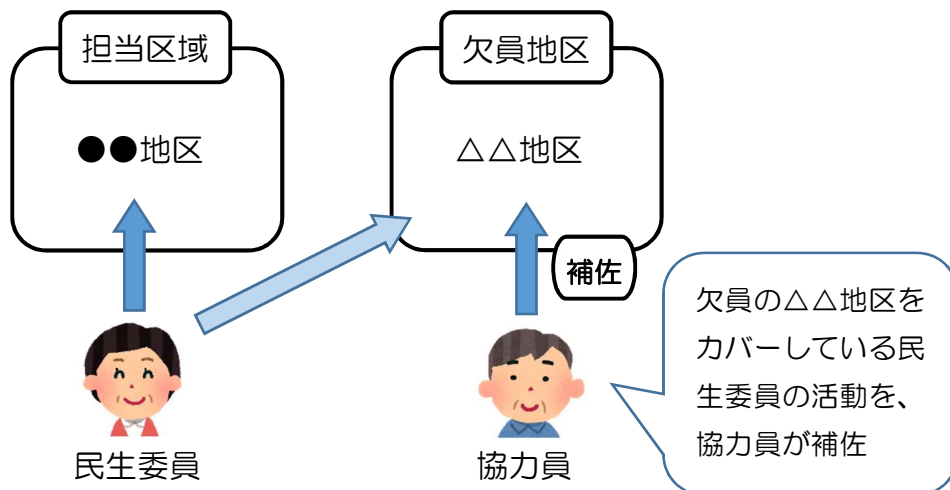
⇒ 効率的な活動に繋がる



#### (2) 欠員地区をカバーしている場合

欠員地区の見守りや簡易な訪問を協力員が行う。

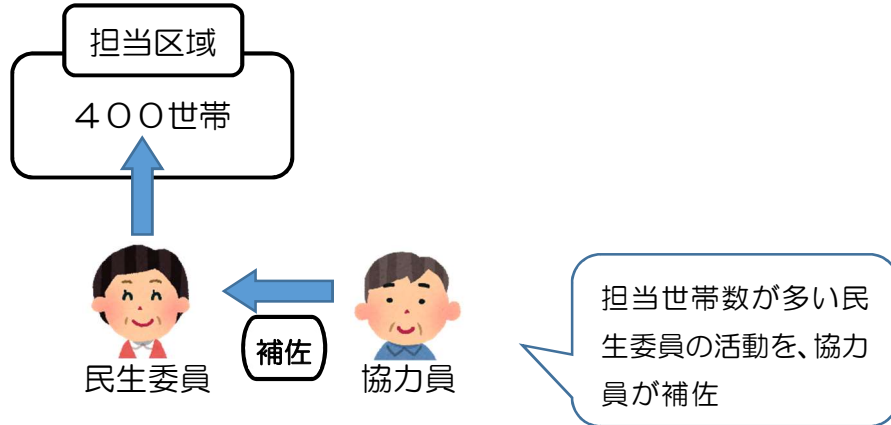
⇒ 欠員地区の見守り活動が充実



### (3) 世帯数の増加などにより対応等が難しくなってきた場合

協力員が全般的な活動をサポートする。

⇒ 民生委員の負担が軽減



### (4) 新任の民生委員が、民生委員経験者（OB）から活動の補助を受けたい場合

OBの方が協力員になり、見守り世帯への同行訪問や活動のポイントを引き継ぎながら活動を行う。

⇒ 経験者の活動補助により、安心した活動が可能

### (5) 復興公営住宅等の訪問にあたり、複数（男女）での対応を要する場合

異性宅等を訪問する場合、男女ペアで訪問する。

⇒ 訪問する側・される側双方の負担が軽減

### (6) その他

- 家庭の事情等により、活動に専念できる時間が減ってしまった場合
- 非常勤の仕事をしており、周知や啓発のチラシ配布等の簡易な活動のサポートが欲しい場合 等

民生委員が協力員に対して、どこまで補佐・協力を依頼するかについては、各民生委員によって異なります。民生委員と協力員で十分に活動内容を調整し、活動を進めていきましょう。

## 4 個人情報の保護について

個人情報保護法や石巻市個人情報保護条例が施行されてから、個人のプライバシーの意識が高くなっており、万が一漏えいすると、民生委員や民生委員協力員の信頼が損なわれます。

民生委員協力員は、民生委員と同様に、守秘義務がありますので、以下の点にご注意ください。

### (1) 本人から同意を得る

相談の中で得た情報を行政や民生委員以外の他機関へ情報提供を行う場合は、必ず本人の同意を得るようにしてください。

### (2) うっかり情報漏えいに注意

井戸端会議や喫茶店などで、支援者の実名を出しながら民生委員と打ち合わせを行うなどは、絶対に避けなければなりません。

打ち合わせをする場所に依じて、個人情報を意識する必要があります。

家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話してはいけません。

### (3) 必要のない情報は持ち出さない

訪問記録を書いたメモなど、個人情報が記載されている書類を、必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。

### (4) 不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、個人情報が分からないように処置（裁断など）の上、確実に破棄してください。



## 5 民生委員協力員配置までの流れ

### ① 地区民児協会長へ協力員配置の要請

民生委員は、地域活動で協力員の必要性を感じた場合には、地区民児協会長へ協力員配置の要請を行い、配置を認められた場合には、自分が推薦する候補者を地区会長へ推薦する。



### ② 協力員の適格性を判断

地区民児協会長は、協力員の配置の考え方（P10）を参考とし、当該民生委員の活動状況を勘案するとともに、候補者との面談等により下記の適格要件と照らし、協力員の適格性を判断する。

#### 【適格要件】

- 1 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉活動に理解と熱意がある者
- 2 その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- 3 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- 4 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を堅く守ることができる者



### ③ 市に推薦書を提出

地区民児協会長は、協力員が適格者であった場合には、市に推薦書等を提出する。



### ④ 市長から委嘱を受け、活動開始

委嘱決定後、市から地区民児協会長、民生委員、協力員の3者へ連絡し、協力員には、市長から委嘱状を交付する。

また、市は民生委員協力員が活動する地区の自治会長等へ委嘱決定の通知を行い、民生委員は自治会や町内会へ民生委員協力員が活動することを周知する。

## 6 その他

### ○活動費の支給

協力員は、民生委員と同様にボランティアの位置づけで無報酬ですが、実費弁償相当額として、月額 1,200 円の活動費が支給されます。

なお、支払いは年 1 回（年度を基本として翌年度 4 月～5 月までに）で、「口座振替依頼書」に記載された口座にお振込みします。

また、年度途中で委嘱や辞任された場合でも、在職した月数に 1,200 円を乗じた金額が支給されます。

### ○ボランティア活動保険

協力員は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入していただきます。加入手続きは市で行いますので、個人の費用負担はありません。

■対象例 協力員活動中の交通事故や転倒によるケガ など

■補償金額（保険料：300 円/1 人）

ケガの補償	死亡保険金		6,600 万円
	後遺障害保険金		最大 6,600 万円 (後遺障害の程度による)
	入院保険金日額		4,500 円
	手術保険金	入院中の手術	45,000 円
		外来の手術	22,500 円
	通院保険金日額		2,700 円
賠償責任の補償	賠償責任保険金		4 億円 (限度額)

※上記は、令和 6 年度版の補償内容となります。

# 資料編



## 民生委員協力員の配置の考え方

民生委員協力員の配置については、協力員の補佐・協力を必要とする民生委員が、自ら申し出ることが前提となりますが、配置の必要性については、地区民児協会長が客観的に判断することになっており、その基準となる「配置の考え方」を下記のとおり示すものとします。

- (1) 民生委員の担当区域に複数の町内会、行政区が存在する場合や、欠員地区をカバーしている場合
- (2) 民生委員の経験年数が1期目の場合
- (3) 担当する世帯数が400世帯を超える場合
- (4) 民生委員を退任するほどではないが、健康上の課題や家族の介護、仕事などにより、民生委員活動に支障が生じている場合
- (5) その他、協力員を配置することによって高い効果が見込まれる場合

なお、上記への該当について疑義がある場合には、保健福祉総務課と民生委員協力員の配置について協議することができます。

様式第1号（第3条関係）

## 石巻市民生委員協力員推薦書

石巻市長 (あて)

年 月 日

\_\_\_\_\_地区民生委員児童委員協議会

会長 \_\_\_\_\_

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員児童委員は、民生委員協力員の配置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるので、推薦します。

### 配置要請者（民生委員児童委員）

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
担当地域		電話番号	
委嘱年月日	年 月 日	担当世帯数	約 世帯
活動状況、 必要な理由等			

### 民生委員協力員候補者

ふりがな		住 所	〒		
氏 名					
生年月日	昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女		
年 齢	歳	電話番号			
職 業		民生委員 経験歴	有 ・ 無	民生委員 との関係	親族・友人・その他
推薦理由					

記入例

様式第1号（第3条関係）

石巻市民生委員協力員推薦書

石巻市長                      (あて)

令和 年 月 日

地区民生委員児童委員協議会

会長           石巻 太郎          

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員児童委員は、民生委員協力員の配置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるので、推薦します。

配置要請者（民生委員児童委員）

ふりがな	みんせい うみこ	住 所	〒 ●●●-●●●●
氏 名	民生 海子		石巻市◇◇-丁目1-1
担当区域	◇◇-丁目、◇◇二丁目	電話番号	0225-▲▲-▲▲▲▲
委嘱年月日	令和 4年 △月 1日	担当世帯数	約 450 世帯
活動状況、 必要な理由等	2つの区域を担当してきたが、世帯数が多く、一人で活動を行うことに負担を感じるようになってきたため、協力員の配置を要請する。		

民生委員協力員候補者

ふりがな	きょうりよく いちろう	住 所	〒 ●●●-□□□□
氏 名	協力 一郎		石巻市◇◇二丁目2-2
生年月日	昭平35年11月11日	性 別	男・女
年 齢	62 歳	電話番号	0225-▲▲-◆◆◆◆
職 業	無職	民生委員 経験歴	有・無
		民生委員 との関係	親族 友人・その他
推薦理由	昔からの付き合いがある友人であり、地域の事情に精通し、活動にも積極的であるため、協力員として推薦するものである。		

様式第2号（第6条関係）

（表面）

交付番号 第 号	
石巻市民生委員協力員証	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">顔写真添付</div> 縦 3.0 c m 横 2.5 c m	氏 名 生年月日
上記の者は、石巻市民生委員協力員であることを証明します。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
石 巻 市 長	印

（裏面）

注 意 事 項
1 この証は、石巻市民生委員協力員として活動する際は常に携帯し、関係者からの請求があるときは、提示すること。
2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 この証を紛失又は汚損若しくは破損したときは、速やかに再交付を受けること。
4 この証は、活動期間が満了したとき又は石巻市民生委員協力員でなくなったときは、速やかに返還すること。



様式第3号（第8条関係）

石巻市長

（あて）

## 誓 約 書

- 1 石巻市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。
- 2 活動上の地位を、政党又は政治的目的のために利用しません。
- 3 市長、地区民児協会会長及び民生委員児童委員から指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職務を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

令和 年 月 日

氏 名（自署）

---

様式第4号（第11条関係）

## 石巻市民生委員協力員辞任届

年 月 日

石巻市長 (あて)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞任日	年 月 日
辞任理由	
確認欄	地区民児協会長 氏名（自署）
	地区担当民生委員 氏名（自署）

返却書類：民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

## 記入例

様式第4号（第11条関係）

### 石巻市民生委員協力員辞任届

令和 年 月 日

石巻市長 (あて)

住所 石巻市◇◇二丁目2-2

氏名 協力 一郎

私は民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞任日	令和 <input type="text"/> 年 <input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 日
辞任理由	<b>病気加療のため、協力員を続けることが困難となったため。</b>
確認欄	地区民児協会長 氏名（自署） <b>石巻 太郎</b>
	地区担当民生委員 氏名（自署） <b>民生 海子</b>

返却書類：民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

## 活動報告書 記入方法

- 1 活動日数  
協力員として活動した日数を計上してください。
- 2 民生委員との連絡調整回数  
民生委員に活動内容を報告したり、民生委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。
- 3 活動件数  
活動した延べ件数を計上してください。
  - (1) 見守り活動  
民生委員の指示のもと、協力員が見守り対象者を定期的に訪問して、安否確認や必要な助言・支援を行った。
  - (2) 福祉イベントへの参加・協力  
民生委員とともに、地域の福祉イベントに参加した。
  - (3) 周知・啓発活動  
振り込め詐欺の注意喚起のため、啓発チラシを対象者宅へ配布した。
  - (4) その他の活動  
上記(1)～(3)に当てはまらない活動

# 石巻市民生委員協力員 活動報告書

(令和 年 月分)

地区名 ( ) 地区

民生委員・児童委員氏名

民生委員協力員氏名

<p>1 活動日数 <input type="text"/> 日</p>	<p>2 民生委員との連絡調整回数 延べ <input type="text"/> 回  <small>(民生委員から活動の指示を受けたり、活動内容を報告するために連絡を取り合った回数)</small></p>
<p>3 活動件数</p> <p>(1) 見守り活動 延べ <input type="text"/> 件  <small>(見守り対象者の状況把握、安否確認を兼ねた訪問等)</small></p> <p>(2) 福祉イベントへの参加・協力 延べ <input type="text"/> 件</p> <p>(3) 周知・啓発活動 延べ <input type="text"/> 件  <small>(啓発チラシの配付、注意喚起等)</small></p> <p>(4) その他の活動 延べ <input type="text"/> 件  <small>(上記(1)~(3)に当てはまらない活動)</small></p>	
<p>自由記載欄 (特記事項など)</p>	

民生委員協力員 活動メモ ( 年 月分)

( ) 地区 氏名

日	曜日	活動件数 (日毎の延べ件数を記入)				民生委員との連絡調整回数	備考 (活動概要など)
		(1) 見守り活動	(2) 福祉イベントへの参加・協力	(3) 周知・啓発活動	(4) その他の活動		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください。

(提出する必要はありません。)

# 民生委員協力員 活動メモ ( 年 月分)

( ) 地区 氏名 \_\_\_\_\_

日	曜日	活動件数 (日毎の延べ件数を記入)				民生委員との連絡調整回数	備考 (活動概要など)
		(1) 見守り活動	(2) 福祉イベントへの参加・協力	(3) 周知・啓発活動	(4) その他の活動		
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

※このメモは、「活動報告書」を作成するための資料としてお使いください。

(提出する必要はありません。)

# Q&A

## Q1 協力員の位置づけは？

A 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員ですが、協力員はあくまでも自発的に協力を行うボランティアの位置づけです。協力員は、「石巻市民生委員協力員制度実施要綱」に基づき配置され、市長が委嘱することとしています。

## Q2 協力員の適格要件は？

A 適格要件については、基本的には民生委員の適格要件に準ずることとします。(P.7 参照)

なお、民生委員には年齢要件（就任時 75 歳未満）がありますが、協力員に民生委員 OB による活動も想定しているため、定めないこととしています。

## Q3 誰でも協力員を配置できるのか？

A 協力員は、民生委員のうち、配置の必要性を感じている方の申し出により、配置することができます。

なお、市では協力員の配置の考え方 (P.10 参照) を設けておりますが、個別の状況に応じて柔軟に対応するものと考えます。

## Q4 協力員の活動範囲は？

A 協力員は、ともに行動する民生委員の担当地区内の活動について、補佐・協力を行います。あくまでも活動の中心となるのは民生委員ですので、具体的な相談の対応や、金銭を扱う事務などは行えません。協力員の活動範囲については、P.2~P.3 をご覧ください。

## Q5 協力員の選出方法は？

A 配置を希望する民生委員が、協力員の候補者を自ら選び、地区民児協会長へ要請します。地区民児協会長は、配置の必要性や協力員候補者の適格性を判断し、市長へ推薦します。詳しくは、P.7 をご覧ください。



**Q6 協力員よりも民生委員の欠員解消が必要ではないか？**

A 民生委員の欠員に向けた取り組みについては、地域の状況を踏まえ、今後も継続的に行っていく必要があると考えています。

その一方で、現役民生委員の負担軽減に向けた取り組みも必要であると考えており、その方策の一つとして、民生委員協力員制度を導入するものです。

**Q7 協力員は、次期の民生委員の候補者なのか？**

A 民生委員協力員制度は、あくまでも民生委員活動の負担軽減を目的に導入するものであり、次期の候補者を選出することを目的としているものではありません。

しかしながら、協力員を経験した方が、将来的に民生委員として就任していただくことにより、なり手不足の解消が図られることも期待しています。

**Q8 民生委員の家族が協力員に就任することは可能か？**

A 協力員の配置の必要性があるものと判断され、協力員としての適格性に問題がなければ、家族が協力員に就任することは可能です。

**Q9 地域の福祉協力員が就任することは可能か？**

A 市社会福祉協議会長が委嘱する福祉協力員が、民生委員協力員に就任することも可能です。

**Q10 協力員が就任した場合の地域への周知方法は？**

A 市では、市報等を通じて、「民生委員協力員制度」について、周知を図っていきます。

また、地域住民に対する個別周知につきましては、民生委員による自治会への周知や、対象者宅へ訪問する際に協力員も同行し、紹介するなどといった形で周知を図っていくことが考えられます。

**Q11 協力員活動中のケガ等への対応は？**

A 民生委員と同様にボランティア保険に加入します。加入手続きは市で行いますので、協力員の個人負担はありません。詳しくは、P.8をご覧ください。

**Q12 民生委員と協力員との間に上下関係は発生しないか？**

A 協力員は、民生委員自身によって信頼のおける方が選出され、民生委員活動の補佐・協力を行うことから、互いに協力関係があると考えられます。  
また、市では協力員の役割や活動内容等について、正しい理解が得られるよう説明することから、上下関係は発生しないものと考えます。

**Q13 任期途中で協力員が必要なくなった場合は？**

A 何らかの事情で協力員が必要なくなった場合や、協力員自身の事情により協力員を続けることが難しくなった場合には、「石巻市民生委員協力員辞任届（様式第4号）」の提出が必要になります。

**Q14 高齢者宅を訪問したところ、個別の相談を受けた場合、どうすれば良いのか？**

A 生活に関する相談や介護サービスの相談など、個別の相談を受けた場合には、協力員は、個別の相談を受けることができない旨を説明し、民生委員に相談するよう伝えます。  
協力員は、民生委員へ訪問した際の内容を報告します。

**Q15 高齢者宅を訪問したところ、具合がかなり悪そうな場合、どうすれば良いのか？**

A 緊急を要すると判断した場合は、消防へ連絡し、救急車の要請をします。その後、民生委員に連絡し、家族等へ連絡を取ってもらいます。  
また、救急車に同乗するよう言われた場合は、同乗できない旨を伝え、搬送先の病院名を聞き、民生委員に連絡します。

## 民生委員協力員制度の手引き

発行：石巻市保健福祉部保健福祉総務課

〒986-8501

石巻市穀町 14 番 1 号

TEL 0225-95-1111